

介護サービス事業所で発生した高齢者虐待の対応に係る経過報告について

1 これまでの経過

令和元年7月28日早朝に、当該施設内において当日夜勤職員による虐待が発生したとの報告を受け、7月30日に事実確認を実施した。これにより虐待の事実があったと認定し、8月16日に監査を実施。指定基準の遵守状況について確認を行った結果、一部改善を要する事項が認められた。

文書により基準を遵守すべき事項を勧告し、期限内に文書により報告を求めため、行政指導に関する協議を8月27日地域密着型サービス運営委員会で行ったところである。

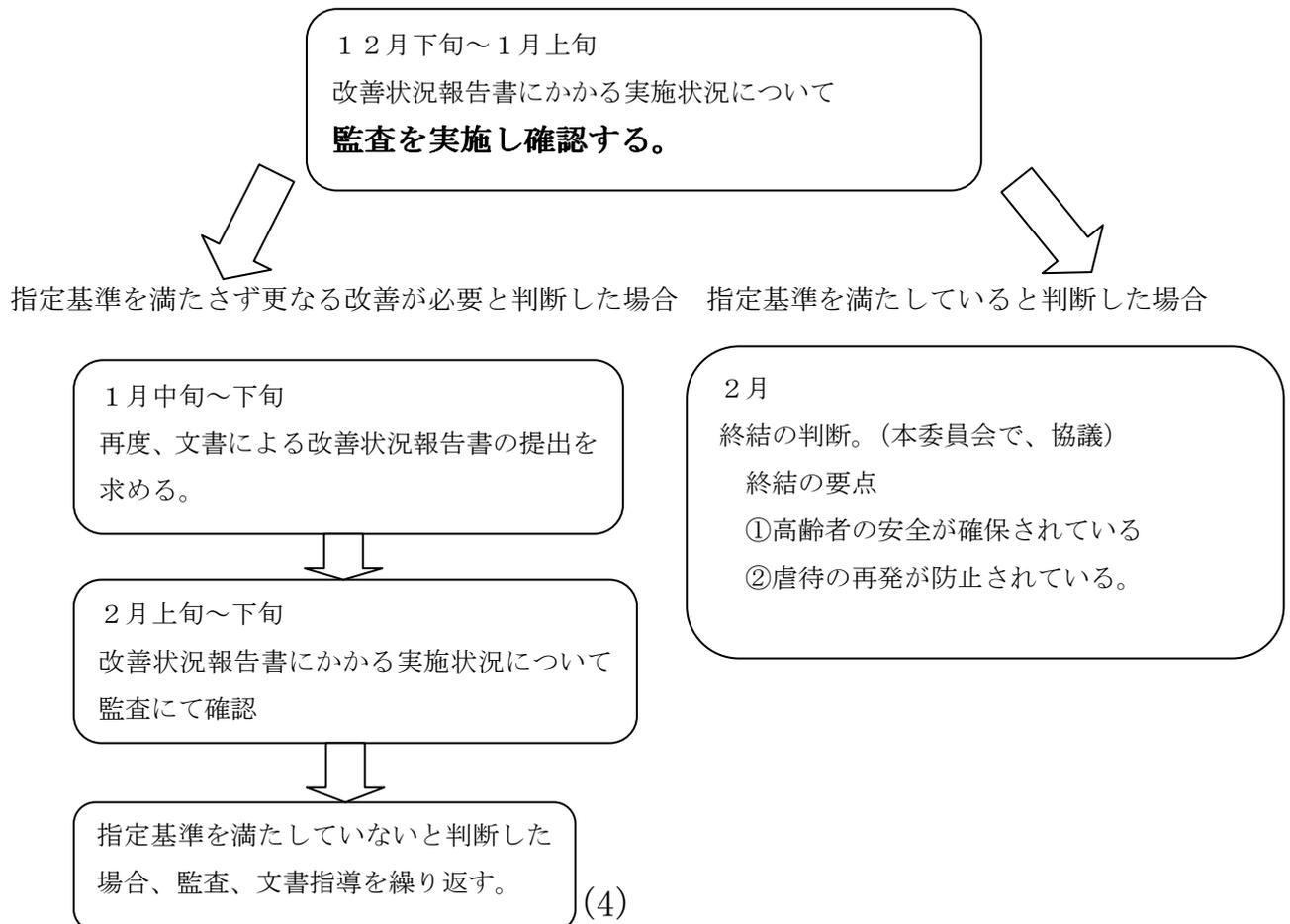
その後、北海道と連携し、勧告内容を検討し、10月4日法人理事、当該施設の施設長に勧告文を手交した。今般、提出期限である11月1日に「勧告事項改善状況報告書」の提出があった。

各指摘した事項に対し改善した内容が記載されている。少なからず、勧告に係る措置を取っており、改善命令に発展するべき要因はない状況であると考えますが、内容を精査したところ、措置内容を掘り下げて確認したい部分もあることから、実際の運用について監査を実施する必要があると考える。

2 監査に向けての視点

- (1) 勧告で指摘した事項が改善報告書どおりに実施されているか。
- (2) 改善取り組みの目標や達成時期・具体的方法はどのように周知されているか。
- (3) 改善取り組みの作成には経営者・管理者層や職員全員が関わっているか。

3 今後の対応方針及びスケジュール（案）



介護保険サービス事業所で発生した高齢者虐待の対応について

1 対応経過

日時		内容
7月29日 月曜日	10:25 ①	介護保険サービス事業所より事故発生の一報がある。 「虐待が疑われるケース。昨日早朝、声を出す人(入居者)でその声を制止するため、介護職員が口と手を押さえた。このことが原因で口と両手の親指の付け根にあざが出来たと思われる。これから病院を受診する。本日中に責任者が市へ説明に伺う。」
	16:00 ②	法人理事来庁。法人事業所内にて発生した高齢者虐待について報告を受ける。 関連情報の確認、事実確認の準備等 高齢者虐待防止法第24条では、養介護施設従事者による高齢者虐待の通報・届出を受けた場合は「市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人保健福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使する。」を定められている。 事実確認をする方法としては、 ○介護保険法に基づく「監査(立入検査等)」等 ○「実施指導」(介護保険法第23条、第24条に基づく文書の提出、当該職員への質問等を含む) 以上から通報等の内容や収集した既存情報から速やかな事実確認及び調査が必要と判断し、介護保険法の規定による実施指導を行うものとした。
	17:20 ③	帯広市→十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係(以下、振興局)へ情報提供報告を行う。 高齢者虐待の事実確認のため、臨時の実地指導を行う予定であるが、実施の緊急性について判断を仰ぐ。
	17:45	振興局より、傷病の状況から重篤な状態ではなさそう。実地指導は今日直ちにではなくても問題ない。実地指導にするか、監査にするかは経過をよく勘案して帯広市で決定する旨助言がある。
	18:00	助言を受け、翌日(7/30)事実確認の実施を決定。 介護保険課長より、法人理事へ電話連絡にて臨時実地指導(事実確認)を実施する旨伝える。 加害者、被害者、管理者、報告内容に出てくる関係職員の同席を求め、了承を得る。
7月30日 火曜日	9:30～ 15:05 ④	介護保険法第23条の規定により、実施指導による高齢者虐待の事実確認及び調査(被虐待者本人との面接、当該養介護施設・事業所職員等への面接、各種記録等の確認)及び関係機関からの情報収集(補充調査)「受診医療機関、被虐待者本人の家族との面接」を行う。

<p>8月1日 木曜日～ 8月15日 木曜日</p>	<p>⑤</p>	<p>虐待の有無の判断、緊急性の判断(虐待判断会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者が虐待行為を認めていること、加害者の証言と外傷が一致していること、利用者及び事業所職員の証言から、虐待認定とする。 <p>加害者が虐待行為に至った原因として、加害者本人の専門職としての資質に問題があったことが直接の原因である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、事業所職員に対する調査の結果から、相談しやすい職場環境と業務改善、個別のケアに係る協議と情報共有、研修やマニュアル整備など職員の資質向上を図る体制の確立について、組織として対応に不足があったことが、虐待行為に至った間接的な要因であると考えられる。 ・現状における施設の運営体制のままでは、今後、利用者の生命や身体の安全に危害を及ぼす恐れがあるものと判断し、事業所への監査を実施する方針とする。
<p>8月15日 木曜日</p>	<p>17:00 ⑥</p>	<p>監査方針について内部協議</p> <p>以下の点について、ヒアリング及び関係資料の確認を行い、改善が必要と認められた場合には勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い介護に向けた職員提案について、ユニット内で協議がされ、管理者に報告されているか。管理者は、報告に対してどのように業務改善を指示しているか。 ・入所者に対する個別ケアの方針について、ケアプラン、サービス提供者会議、支援経過、介護日誌(日々の申し送り)等を基にユニット内で会議を行い、情報共有を行っているか。 ・身体拘束に係るマニュアルは整備されているか、また、職員がいつでも見ることができるようになっており、ユニット内で周知されているか。 ・虐待防止に係る職員研修について、年次研修計画に基づく職員研修を実施しているか。研修の内容として、虐待防止法の内容だけでなく、職員のメンタル面も含めた内容になっているか。 ・職員研修全体について、積極的に参加できるよう配慮がされているか。出席していない職員について、不参加理由を把握しながら参加勧奨等を行っているか。 <p>振興局へ高齢者虐待の認定を行い、監査に切り替えて再度改善事項について確認を行う旨報告を行う。</p>
<p>8月16日 金曜日</p>	<p>13:30～ 16:15 ⑦</p>	<p>介護保険法第78条の7の規定による監査実施(人員基準・運営基準についての確認、資料提供を受ける。)</p> <p>理事長、管理者、理事、関係職員より報告等を受ける。</p>
<p>8月27日 火曜日</p>	<p>19:50～ 21:30 ⑧</p>	<p>地域密着型サービス運営委員会開催。</p> <p>今後の対応方針について以下についての協議を実施承認を得る。</p> <p>(1) 北海道内の介護サービス事業所において「人格尊重義務違反」(介護保険法第78条の10第6号)に該当する本件の対応について、改善勧告による行政指導を行うこととし、虐待が発生した原因の究明と検討を含めた改善状況を確認して行く。</p> <p>(2) 監査の実施により、指定基準の遵守状況について確認を行った結果、一部改善を要する事項が認められたので、改善勧告を行うこととする。</p>
<p>9月5日 木曜日</p>		<p>当該施設より体制整備の進捗報告が以下の資料を添付して提出がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・虐待防止マニュアル ・マニュアル関係配置(ユニット内の写真)

9月9日 月曜日		十勝総合振興局 (介護保険法第22条第1項及び同法施行規則に基づき) 北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課 (介護保険法第197条第1項に基づき) 各部署へ報告書を提出。
9月19日 木曜日		北海道 保健福祉部 福祉局 施設運営指導課 青木主任より勧告通知文(案)について修正助言をメールにてやり取り。
10月4日 金曜日	10:00～ ⑨	期限を付し「改善勧告通知文」を法人理事へ手交。
11月1日 金曜日	⑩	「勧告事項改善状況報告書」の提出がある。
12月18日 水曜日	⑪	第4回地域密着型サービス運営委員会開催 改善状況報告書の提出を受け、今後の進め方について協議

